

## 会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度12月期 第3地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和4年12月8日(木) 午後2時00分～2時45分
開催場所		池袋第3区民集会室
案件		<b>1. 他機関案件</b> (1) 令和4年分確定申告のお知らせについて (2) 池袋警察署からのお知らせ ①犯罪情勢について ②交通情勢について <b>2. 豊島区案件</b> (1) マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応の お願いについて (2) 区民活動推進課からのお知らせ ・町会セミナー参加者募集について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開      傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	外山 克己 委員長 (池袋御嶽町会) 加藤 竹司 副委員長 (西池袋一丁目町会) 岸野 俊六 委員 (西池袋南町会) 齋藤 泰子 委員 (西池袋丸山町会) 浅川 清雄 委員 (西山町会) 戸澤 佳子 委員 (池袋二丁目曙町会) 杉原 吉彰 委員 (池袋二丁目親睦町会) 手塚 忠男 委員 (池袋二丁目恵比寿町会) 仙浪 博一 委員 (池袋仲町会) 兼村 仁 委員 (池袋二丁目南町会) 佐藤 智重 委員 (池袋三丁目北町会) 木内 晴一 委員 (池袋三丁目親交町会) 平田 光子 委員 (池袋四丁目町会) 玉川 洋子 委員 (池袋四丁目西町会)
	説明者	豊島税務署 小石 連絡調整官 池袋警察署 高橋 生活安全課課長代理、伊藤 交通課課長代理 高木 マンション担当課マンショングループ係長 尾崎 区民活動推進課長

	常任 相談役	西山 陽介 小林 弘明 芳賀 竜朗 中澤 まさゆき
	区	尾崎 区民活動推進課長
欠席者	委員	岸本 明 委員 (池袋二丁目原町会) 岡 弘之 委員 (池袋三業町会)
	常任 相談役	清水 みち子
	地区担 当課長	梅本 人材育成担当課長
	区	高桑 区民部長
事務局	区民活動推進課 五十嵐・笛木・早川	

## 質疑応答要旨

### 1. 他機関案件

(1) 令和4年分確定申告のお知らせについて

(説明：豊島税務署 連絡調整官)

質疑応答なし

(2) 池袋警察署からのお知らせ

①犯罪情勢について

(説明：池袋警察署 生活安全課課長代理)

②交通情勢について

(説明：池袋警察署 交通課課長代理)

質疑応答なし

### 2. 豊島区案件

(1) マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

(説明：マンション担当課マンショングループ係長)

質問 (委員)

新しいマンションが建設される際、業者が来て協議を重ね双方合意で書面を交わしている。しかしマンションが竣工して入居が始まると管理会社が窓口となり、事前協議について聞いていないと言われてしまう。結局は、協議の約束を反故にされてしまう。

回答 (区民活動推進課長)

その様な問題を含め、町会の課題解決に向けた部会を立ち上げ、取り組むことにしたい。

意見 (委員)

町会加入を管理会社にもお願いしても、最高裁判所の判決を知っているのか訴えても構いませんと躲かれてしまう。

意見 (委員長)

マンションの管理組合で、町会を脱退するとの議決を出されたケースもある。町会に入りたがらない住民を説得するなど、町会加入を促進する取り組みをして欲しい。

意見 (委員)

この様な問題を勉強する機会を設けて欲しい。

回答 (区民活動推進課長)

町会の課題解決に向けた部会もその勉強の機会であり、お力添えをお願いします。

(2) 区民活動推進課からのお知らせ

・町会セミナー参加者募集について

(説明：区民活動推進課長)

質疑応答なし

## 会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度12月期 第4地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和4年12月5日(月) 午前10時00分～11時20分
開催場所		豊島区役所3階 区政連絡会室
案件		<p><b>1. 他機関案件</b></p> <p>(1) 豊島消防署からのお知らせ</p> <p>①火災多発期における夜警の協力依頼</p> <p>②都民生活事故の注意喚起</p> <p>(2) 目白警察署からのお知らせ</p> <p>①特殊詐欺発生状況</p> <p>②目白署管内犯罪発生状況</p> <p>③メール警視庁配信状況</p> <p><b>2. 豊島区案件</b></p> <p>(1) マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて</p> <p>(2) 区民活動推進課からのお知らせ</p> <p>①令和4年度確定申告のお知らせについて</p> <p>②令和5年度 区政連絡会日程表(修正版)の配布について</p> <p>③町会セミナー参加者募集について</p>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	中村 孝太 委員長 (柳下会) 安井 祐司 副委員長 (雑司が谷一丁目東部町会) 田島 正男 委員 (池袋通西睦町会) 當麻 強 委員 (南池袋一丁目町会) 重田 軍司 委員 (上り屋敷町会) 磯貝 徹二 委員 (南池袋二三四町会) 津村 正信 委員 (光和会) 宮城 敏男 委員 (池袋東口親和町会) 大久保 達司 委員 (青葉会) 嶋崎 武男 委員 (池袋日出町会) 戸張 康健 委員 (雑司が谷一丁目町会) 高野 れい子 委員 (雑司が谷二丁目町会) 松岡 和明 委員 (雑司が谷三丁目町会)

	説明者	豊島消防署 中村 地域防災担当係長 目白警察署 大井 警部補 山崎 警部補 豊島区民社会福祉協議会 大竹 共生社会・事業開発課長 佐々木 男女平等推進センター所長 高木 マンション担当課マンショングループ係長 尾崎 区民活動推進課長 大戸 町会連合会事務局
	常任 相談役	磯 一昭
	地区担 当課長	
	区	尾崎 区民活動推進課長
欠席者	委員	
	常任 相談役	わがい 哲代
	地区担 当課長	江野澤 地域まちづくり課長
	区	高桑 区民部長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・笛木・田中

## 質疑応答要旨

### 1. 他機関案件

#### (1) 豊島消防署からのお知らせ

- ①火災多発期における夜警の協力依頼
- ②都民生活事故の注意喚起

(説明：豊島消防署 地域防災担当係長)

#### 質問 (委員)

火災報知器の入れ替え時期になり、交換するように勧められるのだが、火災報知器の補助はあるか。

#### 回答 (豊島消防署 地域防災担当係長)

区から助成をうけて、火災報知器を購入し、お配りすることはしていない。また、豊島消防署管内で在庫が20個ほどあるが、署管内全部で20個となっているので、高齢者の方や要介護者の方など限定した世帯に対しては、アポイントをとって、火災報知器がついていない場合は配布をすることはしているが、現状すべての方にお配りはできていない。

#### 回答 (区民活動推進課長)

担当部署に確認して、2月の区政連絡会で回答する。

#### (2) 目白警察署からのお知らせ

- ①特殊詐欺発生状況
- ②目白署管内犯罪発生状況
- ③メール警視庁配信状況

(説明：目白警察署 警部補)

質疑応答なし

### 2. 豊島区案件

#### (1) マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

(説明：マンション担当課マンショングループ係長)

#### 質問 (委員)

マンションの町会加入率はまちまちなので、町会から各マンションにコンタクトを取りたいが、マンションが分譲なのか、どこが管理会社なのかがわからない。その点を教えていただくことは可能か。

#### 回答 (マンション担当課マンショングループ係長)

区で把握しているのは分譲マンションだけなので、分譲マンションかどうかはお答えすることができる。ただ、管理会社はあくまで管理組合と一緒に管理するという立場であるため、管理の当事者は理事長になるが、理事長は輪番制ということもあり区もだれが理事長か常に把握できているわけではない。

#### 質問 (委員)

町会区域内に2棟マンションがあるが、理事長が持ち回りで毎年変わるので、役員会の案内状を出しても、会議に来ないことが多い。新しくできたマンションの管理組合に、管理組合を通して町会加入をお願いしていただけないか伝えたところ、町会に関することは

金銭的な問題も発生するので対応できないといわれてしまった。業者にも何度もコンタクトを取り、契約の段階で町会に加入してもらおう手続きを進めている。区で町会加入協議の規則を作っただけでも、町会加入が最終的には住民の任意のため、加入を勧めるのが難しい。

回答（マンション担当課マンショングループ係長）

マンションの居住環境は地域の環境が大きな影響をあたえるということで、区は平成25年に「町会加入していないマンションの代表者は町会加入の協議を義務とする」という条例を策定した。ただ、平成17年最高裁判所で、町会加入は任意で強制することができないという判決がでていたため、「町会加入協議を義務付ける」が区としてできるギリギリのラインであり、これ以上の強制は違法になってしまう。

ただ、来年4月からのマンション管理適正化に関する計画では、町会とのコミュニティを重要としており、「マンション管理計画認定制度」にも、豊島区は独自に「町会加入協議を行っているか」といった項目を入れさせてもらっている。

質問（委員）

町会加入の協議は、マンション建築企画の段階で行われる。しかし、その後販売するまでに、管理会社、建築業者、営業会社などが入りそのたびに管理者が変わるので、町会加入案内の話がきちんと伝わっているかどうか確認できない。

また、住民が加入できるかどうかは任意なので、強制できないのはわかるが、マンション住民の中に町会に加入したい方はいると思うので、案内はしてほしい。

回答（マンション担当課マンショングループ係長）

マンションの竣工検査のときに区職員が必ず出向き、町会加入の協議があることを担当者に伝えるようにしている。

質問（委員）

最初だけではなく、最終の段階で協議を設けないとマンション問題は解決できない。また、マンションのセキュリティが厳重すぎて、連携が難しい。マンションがすべて独自にできればいいが、お祭りや地域防災訓練など、地域とは切り離せないこともある。

回答（区民活動推進課長）

マンションの町会加入について、現状各地区でマンションのことや加入協議について、バラバラに議論が行われているが、それを集約し、町会の課題を検討する部会を作っていく予定。皆様からでた意見を集約して今後の対策をマニュアル化するなど対応していきたいと考えている。

## （2）区民活動推進課からのお知らせ

- ①令和4年度確定申告のお知らせについて
- ②令和5年度区政連絡会日程表（修正版）の配布について
- ③町会セミナー参加者募集について

（説明：区民活動推進課長）

質問（委員）

町会セミナーは各町会4人参加までだが、8人ほど出席したい方がいるが可能か。

回答（区民活動推進課長）

可能である。

## 会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度12月期 第5地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和4年12月6日(火) 午後2時00分～2時45分
開催場所		雑司が谷地域文化創造館 多目的ホール
案件		<p><b>1. 他機関案件</b></p> <p>(1) 令和4年分確定申告のお知らせについて</p> <p>(2) 豊島消防署からのお知らせ</p> <p style="padding-left: 20px;">①火災多発期における夜警の協力依頼</p> <p style="padding-left: 20px;">②都民生活事故の注意喚起</p> <p>(3) 目白警察署からのお知らせ</p> <p style="padding-left: 20px;">①特殊詐欺発生状況</p> <p style="padding-left: 20px;">②目白署管内犯罪発生状況</p> <p style="padding-left: 20px;">③メール警視庁配信状況</p> <p><b>2. 豊島区案件</b></p> <p>(1) マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて</p> <p>(2) 区民活動推進課からのお知らせ</p> <p style="padding-left: 20px;">・町会セミナー参加者募集について</p>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	堀江 久男 委員長 (東目白自治会) 芳賀 英俊 副委員長 (高田中央町会) 杉岡 敏弘 委員 (東目白本町会) 佐藤 義夫 委員 (高田一丁目町会) 鈴木 英三 委員 (東目白坂下睦会) 高橋 藤男 委員 (高田三丁目町会) 本橋 友治 委員 (東目白千登世町会) 山田 代理委員 (目白二丁目町会) 大黒 智恵 委員 (目白東町会) 小野 賢一郎 委員 (目白三丁目町会) 森 茂治 委員 (目白山紫町会)



	説明者	豊島税務署 小石 連絡調整官 豊島消防署 中村 地域防災担当係長 目白警察署 山崎 警部補 河野 マンション担当課長 尾崎 区民活動推進課長
	常任 相談役	
	地区担 当課長	河野 住宅課長
	区	尾崎 区民活動推進課長
欠席者	委員	
	常任 相談役	高橋 佳代子 渡辺 くみ子 塚田 ひさこ
	地区担 当課長	
	区	高桑 区民部長 大戸 町会連合会事務局
事務局		区民活動推進課 五十嵐・笛木・小澤

## 質疑応答要旨

### 1. 他機関案件

#### (1) 令和4年分確定申告のお知らせについて

(説明：豊島税務署 連絡調整官)

質問 (委員長)

以前、e-Tax で ID 番号を取得したが、その ID 番号でも有効か。

回答 (豊島税務署 連絡調整官)

有効である。

#### (2) 豊島消防署からのお知らせ

- ① 火災多発期における夜警の協力依頼
- ② 都民生活事故の注意喚起

(説明：豊島消防署 地域防災担当係長)

質問 (委員長)

餅が喉に詰まってしまった場合、叩けば良いのか。

回答 (豊島消防署 地域防災担当係長)

背中を叩くと良い。これは意識がある場合の方法で、もし、本当に意識がなく、ぐったりしていたら、胸を押すと良い。いわゆる心臓マッサージのような感じ。実際には心臓ではないが、同じように胸を押して、気道の詰まりを取っていただければと思う。

質問 (委員長)

それは大人も子供も同じか。

回答 (豊島消防署 地域防災担当係長)

同じである。合わせて119番通報もお願いしたい。

質問 (副委員長)

体勢はどのようにしたら良いか。

回答 (豊島消防署 地域防災担当係長)

背中を叩く場合は椅子に座っている状態だと思うが、前屈みに座ってもらい、倒れないように気をつけてもらいたい。

#### (3) 目白警察署からのお知らせ

- ① 特殊詐欺発生状況
- ② 目白署管内犯罪発生状況
- ③ メール警視庁配信状況

(説明：目白警察署 警部補)

質問 (委員)

先日、中野の警察署の人が警察手帳を見せてきて、町会の防犯カメラを見せてほしいと言われたが、目白警察署とは連携しないのか。

回答 (目白警察署 警部補)

刑事課では連絡が来ていることも考えられるが、警視庁管内となると、お互いに捜索権を持っているので、どこまで連絡を取り合えばいいのかが判断しかねることがある。

質問 (委員)

防犯カメラを見るだけ見て、結果を知らされない。そういうのが結構たくさんある。

回答 (目白警察署 警部補)

上司を通じて刑事課には連絡しているが、町会の方には、どこまでお伝えできるかという点もあり、なかなか難しい状況がある。

## 2. 豊島区案件

(1) マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

(説明：マンション担当課長)

質問（副委員長）

自分の町会内に大きいマンションが5つ、中小マンションが約30個ある。建設時には町会加入について聞きに来るが、その後のフォローについて、区はどの程度関わってくれているのか。大半の建物は、建てて売ってしまえば終わり、しっかりした管理会社であれば最後まで町会加入協議をしてくれるが、そうではない会社が多い。

回答（マンション担当課長）

町会は入居者が入るものであり、実際入ってもらうようにするのが今後の課題になると思う。区としては、優先して古いマンションにチーム派遣を行い、現状を聞き、加入協議を行った。新しいマンションについては行けてなかったため、今後は注力していきたい。

質問（副委員長）

古いマンションのオーナーが変わってしまって、郵送物が届かないことがあった。

回答（マンション担当課長）

古いマンションだと管理組合がないことが多く、確かに郵送物が戻ってきてしまう。その場合、法務局に行って、謄本を取って調べたりしている。時間はかかるかもしれないが、地道にやっていく。1番は住んでいる人に加入促進していくことなので引き続き取り組んでいく。分譲か賃貸か分からないマンションについては、住宅課にご連絡いただければお答えする。

回答（区民活動推進課長）

マンションの町会加入協議の件は、町会の皆様からいろいろな意見を頂戴している。今、実際どのような状態なのか、どういう意見が寄せられているのか、完全に把握しきれていない状況であるため、町会の課題解決に向けた検討部会というものを作った。今年度、来年度にかけて取り組んでいきたいと思っている。少しでも良い方向に持っていけるようにしていきたいので、その際にご協力をお願いしたい。

質問（委員）

町会は加入してもしなくても、罰則があるわけではないから、加入促進が難しい。

回答（区民活動推進課長）

難しいという点は認識している。町会に加入するメリットや楽しいことをお知らせしたり、若い世代に向けてインターネットで発信したりすることで、町会に入ってみようかなと思う人が出てくるかもしれない。難しいこともあるとは思いますが、そのようなことを町会の皆様と一緒に考えていきたい。

質問（委員）

マンション建築の申請の段階で、分譲か賃貸かは分かるのか。

回答（マンション担当課長）

最初の段階での申請では、分からない。

質問（委員）

建築主（管理組合）が区に対して、マンション建築の申請をした場合に、できればそのコピーが良いので、町会に頂けないか。そういうものがあれば、町会側も「あのマンションが町会加入協議の対象になるな」と事前に知ることができる。現状では、マンションが出来上がったあとに問い合わせしなければならない。自分の町会内では現時点でマンションを建てる土地がないため、直近の動きはないと思うが、先日完成したマンションは完全に賃貸で、一応交渉はしたが、難しいだろうなと思っている。非常時に、そういうところをどのように対応していくか、町会の課題でもあるので、少し心配している。

回答（区民活動推進課長）

そういう点も含めて、どの程度対応できるかなど、今後検討していきたいと思っている。

(2) 区民活動推進課からのお知らせ

- ・町会セミナー参加者募集について

(説明：区民活動推進課長)

質疑応答なし

# 会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 12月期 第六地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		西部区民事務所	
開催日時		令和4年12月6日(火) 午前10時00分～11時30分	
開催場所		長崎第三区民集会室	
案 件		区内関係機関案件 1. 目白警察署からのお知らせ 豊島区案件 1. マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて 2. 西部区民事務所からのお知らせ (1) 「令和4年分 確定申告のお知らせ」について (2) 町会セミナー参加者募集について	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員	足立 憲昭 委員長(長崎三丁目町会)      三嶋 日出光 副委員長(千早一丁目町会)	
		土屋 光 委員(南長崎一丁目みどり会)      森田 晴久 委員(目白協和会)	
		池田 好雄 委員(西池袋四丁目町会)      蕪木 文昭 委員(長崎一丁目町会)	
説明者	目白警察署 大井 警部補      目白警察署 山崎 警部補		
	河野マンション担当課長      植草建築課長		
	柴 西部区民事務所長      大戸 町会連合会事務局長		
欠 席	常 任 相談役	木下 広      藤澤 愛子	
		事務局      西部区民事務所 地域振興係長      地域振興係係員	

# 質疑応答要旨

## 【区内関係機関案件】

### 1. 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補)

質問 (委員)

目白署管内犯罪発生状況で性犯罪が7件と一番多いが、子どもへの声かけとかがメールでよく送信されてくることを言っているのか。

回答 (目白警察署 警部補)

メール警視庁で送信してくるのは性犯罪に発展しそうなことで、声かけが犯罪ではないが発生地点の注意喚起を促しています。また、実際に犯罪にあった方の情報は、被害者の承諾がなければお知らせすることはできませんので、犯罪の全部をメール配信しているわけではありません。

質問 (委員)

目白署管内は性犯罪が多いと理解して良いのでしょうか。

回答 (目白警察署 警部補)

目白署管内犯罪発生状況のなかではほかの犯罪と比べて性犯罪は多いのですが、全体で見ると件数としては多くはありません。性犯罪は実際に起こったもので痴漢等も含まれます。

質問 (委員)

目白署管内というのは、電車の中の痴漢犯罪はどういう扱いになるのか。

回答 (目白警察署 警部補)

電車の場合は車両の中ではなく降りた駅のホームが発生場所になります。10月に比べると11月はメールで情報発信する件数は少なくなっていますが、今は日没が午後4時半頃で早く、学童は6時以降でないとお迎えが来ません。暗い中一人で帰宅する子も多いので見守っていただきたいと思っています。

質問 (委員)

この統計では自転車の窃盗が少ない。現実はずっと多いと思うが届け出る人が少ないのか。家の前に放置された自転車を警察に通報したが盗難届が出されていないので処理できないと言われたので、区役所に連絡するとすぐに持って行ってくれた。

回答 (目白警察署 警部補)

地域課の管轄になります。盗難にあったと認識さえしていない人もいますが、届け出も少ないようです。また、公道ではなく区道だと区役所の管轄になります。

## 【豊島区案件】

### 1. マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

(説明：河野 マンション担当課長 建築課長)

質問 (委員)

今回のマンションはどのような規模のマンションを言っているのか。

回答（説明：マンション担当課長）

2世帯以上の所有者が二人以上の分譲マンションです。一人の所有者が複数の戸数を持っていた場合は賃貸マンションになりますが、今回は分譲マンションの所有者が対象です。

意見（委員）

今回は一人で2棟のマンションを所有している人は対象外であると、そういったマンションが問題だと思う。

意見（委員）

建築前は会って話し合いしているが、建築後の話し合いは一切なく、自治会長等にも合わせてはくれず連絡先も分からないマンションが多い。もう少し町会の話し合いに応じるように取り決めてほしい。町会連合会費は国勢調査の人数割合で支払っていると思うのだが、現状は1,500世帯の町会だが500世帯くらいの加入率しかない。いくらでもない金額だが世帯全体の会費を町会が負担しているのは理解できない。アパートもそうだが賃貸マンションの方とも町会と協力関係になってもらいたいと思っています。

質問（委員）

部会を作るのはどちらの部署で対応するのですか。

回答（西部区民事務所長）

区民活動推進課と町会連合会とで一緒に部会を作ります。

質問（委員）

建築課と直接部会を作るわけではないのか。

回答（西部区民事務所長）

町会連合会の役員と区で検討しますが、中高層集合住宅建築物のマニュアルがありますのでそれをもとに修正等を加えていきます。

回答（豊島区町会連合会 事務局長）

部会の検討会で必要があれば担当課長を呼んで説明を聞きます。話し合いが進んで行けば今回のように説明を聞く場を設けたいと思います。

質問（委員）

これから建てるマンション以外のすべての現在あるマンションから、町会加入協議の有無については回答が出てくることになるのか。また、すでに町会に加入されているマンションについてはその回答を待って調べられて行くのか。

回答（マンション担当課長）

把握している分譲マンションに全て送付し、区には1,200棟の分譲マンションがございますが、そのうち900件くらいが届け出をしています。その中では800件くらいは協議を済んでいると思います。

質問（委員）

協議とは建築前の事前協議の事を言っているのか。

回答（建築課長）

建築の事前協議は100%終わっています。

回答（マンション担当課長）

実際には管理組合から協議等を出していただいていますので、実際には入居後の事になります。町会加入に対してのお願いや更新について通知していますが、これからは年2回書面で通知したいと思います。

質問（委員）

建築前の業者に対して町会加入の協議書でその内容を確認したい。協議書に認め印を押してもらいたいために業者は来るのだが、印鑑を押した後の結果を確認したいと思う。

質問（委員）

協議書の話し合いに来るときに、まだ持ち主は決まっていなかったと言われてしまうと、それ以上最終的な建築後の持ち主が誰なのか追及できない。持ち主が不明では何かあった場合何の連絡も出来ないで困っている。町会としては、マンションの持ち主の連絡先をどこに行けば調べられるのか知りたい。特に今まで町会加入していたマンションの持ち主が変わってしまうと、マンションに住んでいる方が町会に協力しているにもかかわらず、町会加入から外れてしまう。

回答（マンション担当課長）

分譲マンション以外でも何かあった場合はにはご連絡してください。分譲マンションであればすぐに対処できますが、賃貸マンションでは区でも所有者が誰なのか把握していないのは現状です。

質問（委員）

町会と協議したその書類はどこで管理しているのか。

回答（建築課長）

協議書は区民活動推進課ですべて保管されています。

回答（マンション担当課長）

マンション担当課では、昨年度末からマンションの竣工時に立ち会って、不動産業者には入居者に対して町会加入へのお願いをしています。返答がないものもありますので今回通知を送ります。

質問（委員）

町会と協議して町会が協議書に押印しなければ建物は建てられないようにできるのか。最後まで町会加入しなければ押印しない。そうなれば状況は変わってくると思うのだが。

回答（建築課長）

建築的には建築課の条例で町会加入について義務付けられていますので協議が済んでしまえば建てられます。そのあとの町会加入に関しては区民活動推進課で書類を整理して、町会に加入したかという事を管理しているのが現状です。町会加入の課題がありますので、今後部会で検討していくこととなります。

質問（委員）

町会長が協議書に押印しても、何の強制力も拘束力もないし、町会との協議を無視しても建設を止めさせることもできないということか。

回答（建築課長）

建築条例義務違反になりますが罰則はありません。3階建て15戸以上のマンションは全て協議はしていますが、その後の町会加入については確認されていません。建築課と住宅課の方式ではございませんので、改めて加入状況の確認することを持ち帰って検討したうえでご説明したいと思います。

質問（委員）

近所の古いマンションで町会加入していないが、以前からごみが散乱して困る。マンションの管理者が不明だが管理者の表示を指導していただければスムーズに連絡できると思う。苦情だけではなく相談に関しても話し合いができるのだが。

回答（建築課長）

3階建て15戸以上のマンションであれば管理者はいるのですが、それ以外の場合で今回のお困りの件については管轄の清掃事務所でご相談いただきたいと思います。



意見（委員）

マンションの管理者が変わると連絡が付かないことは行政も困ると思う。以前マンションでボヤ騒ぎがあって警察や消防が来ても管理者が全く分からない。地域の生活共同体で何かあった場合の個人情報の探求が非常に軟弱になっていて、警察も家庭状況調査もなくなり国勢調査も簡略化されて形式的にデータを取っている状態で、なにも町会加入だけが目的ではなく地域の生活を維持していくためには非常に大きな穴になっているので、個々に情報を整理する必要があるそのことが課題だと思う。早急に部会で検討していただきたい。また、常任相談役に聞いてもらいたい。

意見（委員）

今回の説明は役所の仕事を話ただけで、町会の要望にできていない。協議書に町会加入の有無と書いてあるがこのことへの理解がされていない。町会長が協議書に押印するだけで協議が終了されてしまっている。協議の内容を解決しなければ、問題は終わらない。業者も役所も協議したと言っているだけだ。協議の中身が必要なので言い逃れになっている。町会に加入してもらえれば、町会費の問題だけではなく色々な連絡や情報が共有できることが必要で、安全安心な街づくりに繋がって行けると思う。

回答（西部区民事務所長）

協議書が形式的な手続きで終わっているような状況になっているので、実質的なものをこれから部会を通して話し合い、より詳しく見えてくるような形で出来るかどうかを含めて検討していきます。

意見（委員）

今回の資料ではシステム的なマクロ的な中身で説明しているが、我々が言っているのはミクロ的な問題で、細かいごみの問題等をいろいろひとつずつ質問しているが、その質問に対して具体的な方法で、質疑応答をまとめた資料があれば分かりやすいと思う。我々は、問題点の細かな具体的な解決方法を求めている。

回答（西部区民事務所長）

マンションは地域に密接にいろいろな形で関わっていて、いろいろな問題が生じている。その問題について町会の役員を含めた部会で話し合うとともに、今日説明している案件説明者を必要に応じて呼んで、その中でよりよい方向に行くように検討いたします。その結果については改めて町会連合会に報告させていただきます。

意見（委員）

前回説明されたことと内容に変化がない。我々9人の町会長と区のギャップを感じる。課長を含めて区は協議をしているが、我々は困っていることを言っている。その事を前回で言っているのだが、我々が困っていることが解決されていない。言っていることに変わりがない。各委員が言った意見に答えていただかなければただの協議で終わってしまう。

回答（西部区民事務所長）

この場ですぐにはお答えすることが出来ませんので、いろいろな問題を伺って一つずつ部会で検討いたします。

意見（委員）

今の話では協議書に押印しても建築課に報告するだけで、専門の課が無ければ何もできないと思う。町会長と話し合いに行ったという事だけで終わっているのだから。

回答（マンション担当課長）

マンション担当課では話し合いの結果で町会加入しているのか協議書にチェック項目がありますので、加入についての把握はしていますが、中には空欄で出してくる場合もありますので一部不明な点があります。管理組合から申請されていますが、誰が理事長かは分かりません。

質問（委員）

町会加入については、条件になっているのか。

回答（マンション担当課長）

加入の条件にはなっていません。加入協議を義務付けています。

質問（委員）

マンションでは管理費を払っていると思うが、その中に町会費を盛り込んでもらうことは出来ないのか。

回答（マンション担当課長）

区からは監理組合に要請することはできません。

質問（委員）

今までの結論を簡単に言うと、隣のマンションの苦情を町会に聞かれた場合には、マンションの持ち主は分からないので区役所に聞いても判明しないという事だが、苦情に関しては日常茶飯事で分かっているならば町会長だけには教えてもらうことはできないのか。

回答（建築課長）

様々な問題があると思いますが、個々の問題に対する窓口がありますので、たとえばごみの問題でお困りであれば清掃事務所で、騒音問題であれば環境保全課で対応しますので、全く分からないので対応しないということはありません。

質問（委員）

6階建てのシェアハウスに外国の方が多く居住していて、ごみの出し方がひどくて困っている。管理者が分からずどこにも連絡できないでいる。

回答（建築課長）

ごみの問題では清掃事務所が管理の指導をしていますし、外国の方にはその国に対応したごみの出し方のチラシや冊子を作成しています。管理が悪いということであれば持ち帰って清掃事務所長と協議いたします。

意見（委員）

前回もお願いしているのは個々の問題に対して、個々の窓口を案内するのではなくて、ごみの問題もあるが、民生員も兼ねている身として独り暮らしの方が明らかに亡くなっているも警察でも中に入れぬい。町会で持ち主を聞かれても分からない。自分の町会の中で何人も住んでいる建物で持ち主が分からないのでは本当に困る。探す方法を言われても一つの参考で、できるのであれば区のほうで情報があるものは町会長だけには知らせておくべきだ。

意見（委員）

区役所に行けば全てのデータが分かるように、部会で全て集約して問題をまとめて区に要望していくようにしたい。

質問（委員）

町会で何も分からないことは地域振興係に連絡すればわかるので、マンションの件で横にそれだが、その他の問い合わせは地域振興係で判断して窓口の紹介を出来るのではないのか。

回答（西部区民事務所長）

三所の各地域振興係で、町会の疑問や問題点について管轄を調べて問い合わせに対応しています。

質問（委員）

マンションの問題では建築課が今回説明に来てくれているが、その他の問題については地域振興係に連絡すれば対応してくれるはずだと思うのだが。

回答（地域振興グループ係長）

町会からの問い合わせについては今までもお答えしています。何かお困りごとがあれば地域振興グループにご連絡ください

意見（委員）

西部区民事務所長と地域振興グループの係長は連絡するとすぐに対応してくれるので助かっている。以前もマンホールの蓋が壊れて危険なので相談したらすぐに来てくれて、調べたら私道のため区では対応できなかったが、私道だったことが判明し私道の持ち主で対処できた。区民事務所はよく対応してくれている。ただし、西部区民事務所で受けた問題をその先の区が答えてくれなければ問題解決になっていかない。

意見（委員）

大きな流れは区長にも相談して変えていければ良いと思う。当面の問題については地域振興係で対応していただくという事ですね。

## 2. 西部区民事務所からのお知らせ

- (1) 「令和4年分 確定申告のお知らせ」について
- (2) 町会セミナー参加者募集について

（説明：西部区民事務所長）

質疑なし

# 会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 12月期 第八地区区政連絡会		
事務局 (担当課)		西部区民事務所		
開催日時		令和4年12月8日(木) 午前9時55分～10時35分		
開催場所		千早地域文化創造館 第1会議室		
案 件		区内関係機関案件 1. 「令和4年分 確定申告のお知らせ」について 2. 目白警察署からのお知らせ 豊島区案件 1. マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて 2. 町会セミナー参加者募集について		
公開 の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		
出席者		青柳 徳俊 委員長(長崎五丁目町会)                      川田 隆男 副委員長(千早三丁目町会) 今井 敬二 委員(長崎四丁目町会)                      長澤 温康 委員(長崎六丁目町会) 東 明男 委員(千早二丁目町会)                      本山 美子 委員(千早四丁目町会) 柿沼 正昭 委員 (要町三丁目町会)		
説明者		豊島税務署個人課税第一部門 小石 連絡調整官 目白警察署 大井 警部補                                      目白警察署 山崎 警部補 河野マンション担当課長 柴 西部区民事務所長		
欠席	常任 相談役	元谷 ゆりな		
事務局		西部区民事務所 地域振興グループ係長                      地域振興グループ係員		

# 質疑応答要旨

## 【区内関係機関案件】

### 1. 「令和4年分 確定申告のお知らせ」について

(説明：豊島税務署 個人課税第一部門 連絡調整官)

#### 質問 (委員)

この案件には関係ないのですが、国税庁から「税金払っていないから払え」というメールが、スマートフォンに毎日のように届く。そういうことはしないですよね。

#### 回答 (連絡調整官)

SNS等でそういったメールが送られてくるということがあるようですが、電話やメールアドレスに税金を払うようにお知らせをお送りしていることはないです。怪しいメッセージには気をつけてください。警察の方もいらっしゃっているので。

#### 回答 (目白警察署 警部補)

俗に言うフィッシング詐欺の手口かと思います。個人の情報を入力させますので、絶対にアクセスしないようにしてください。お願いします。

### 2. 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補)

質疑なし

## 【豊島区案件】

### 1. マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

(説明：マンション担当課長)

#### 質問 (委員)

マンションの管理者に町会の連絡先を一緒にお知らせしているのですか。

#### 回答 (マンション担当課長)

同封はしていません。

#### 質問 (委員)

どこに連絡していいかわからないのではないですか。

#### 回答 (マンション担当課長)

その時は我々のほうに連絡がきますので、区民活動推進課と連携を取らせていただいて、連絡を取らせていただきます。

#### 質問 (委員)

規模としてはどのくらいの大きさからですか。

#### 回答 (マンション担当課長)

小さいマンションから対象になります。

意見（マンション担当課長）

町内にもものすごく多い。大きなお宅が無くなるとアパートの大きめのがいくつも出来ている。ひどいところになると、町会加入で何ってうちの居住者は町会内は通らないからと言う所有者もいます。町会費などととても交渉までいかない。

回答（マンション担当課長）

オーナーさんや管理組合には、町会活動の趣旨を捉えてご理解いただいたうえで、もう一步先の加入の話になろうかと思えます。マンション担当課としましては、お問合せが来た際には、協議をすることに結び付ける、そういうこともやってみますので、後押しをしていきたいと考えております。。

意見（委員）

何のメリットも無い、ごみを出すための町会みたいなことも言われますからね。だからと言って、町会でごみは出さないでくださいとは言えませんから。やはりごみの出し方も一軒家よりもひどいですよね。そういったこともきちんとしていただきたいなと思います。

質問（委員）

文書を送付して話が来ても、任意ですよ。強制ではないですよ。

回答（マンション担当課長）

町会は任意団体ですので、我々のほうから加入しなさいということはそこまでは言えないところで。協議いただくということを義務付けするのがギリギリ出来るところかなということできせていただきます。

意見（委員）

最近、駐車場だったところに、マンションを建てるということで建築会社から連絡がきて、こういう制度があるというので、「町会費はいくらですか」と聞いてきました。本来は一世帯月100円ですが、それが難しいのであれば、80世帯であれば半分、三分の一でも払っていただけませんか。任意ですから強制で町会に入れとは言えませんから。ただ、建築業者が建て主に確認すると「町会には入りたくありません」と、それでおしまい。こちらもそれ以上のことは言えません。一つの建物で100円でいいですなんて、せこいことは言いません。相手が入りたくないと言っているのもそれ以上は勧めないです。

意見（委員）

確かにそうですね。建築会社が中に入っても、そんなことは知りませんと言う。オーナーさんも管理会社にお金を取られているからそちらでもらってくれと言うし、管理会社もそんなこと知らないと言われる。

回答（マンション担当課長）

加入に向けてのお話が出来れば、ご理解も違うのかなと思いますが、なかなかそこは難しいところかと。

我々もマンションが竣工する際に、分譲マンションについては不動産屋さんや建築会社がいるので、立会いをして、入居する実際買う方にまで、町会の加入協議という話もあるので、管理状況届出書を出すようにしっかり結び付けてくださいという取り組みもしています。ほかに新しいマンションで届出が出ていないところもありますので、地道になのですが、年100軒とかになります。チーム派遣といいまして、職員とマンションの専門家で区内を回っています。それで実際に管理組合の方とかとお話をして、届出してくださいということもやっています。徐々には状況も変わってくるかとは思いますが、いかんせん、断られるとなかなかというところではあります。

意見（委員）

建築の前の段階で話を持ってくるようなところは良心的なんですよ。建てて入居して、それっきりという感じのところが多いですよ。

回答（マンション担当課長）

建て終わったあとにまだ出ていないところは、書面を送ることは今までやっていなかったのですが、そういった取り組みを年二回送付しますので、定型的な感じになるかもしれませんが、連絡は来るところは来るのかなと思います。

質問（委員）

今年の春先に50世帯くらいのマンションが出来たが、管理会社は投資会社がやっていて、支払うのはできないと。それなのに豊島区や町会からのポスターは欲しいと言うので、町会費を払わないのであれば町会からの連絡のポスターや案内はしませんよ、豊島区からのポスターは町会を通してはお渡しはできませんよと話しています。そういう感じでもいいのでしょうか。

回答（マンション担当課長）

致し方ないのではないかとはいえますが。

意見（委員）

町会費は払わないけれども、住民税は払っているとされたらね。

回答（西部区民事務所長）

マンションの問題については、ごみにしても、マンションの協議にしても、オーナーが変わって連絡がつかないなど、いろいろあり、他の地区でも町会費のことなど、問題があります。

そのような中、私共区民活動推進課長、東部区民事務所長と話し合い、町会連合会大戸事務局長とも話しまして、来年度、早ければ今年度、町会の役員さん、必要に応じ他の課長、マンション担当課長やゴミ減量推進課長などを呼んで、いろんな課題を洗い出し、解決方法を探って、中高層住宅の町会加入協議マニュアルをより良い方向に改訂できればということで、部会を設置して検討しているということになっています。

今直ぐに回答が出せる状況ではないですが、それについて、町会の役員の方も含めて一緒になって検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

意見（委員）

この問題は絶対に出てきます。うちの町会も2棟ほどあります。建てる前に挨拶に来てくれればいい。一社は建てる前に来て、賃貸だから一戸ずつやるのは大変だろうからと、町会と契約を交わして、非常に良心的でした。

ただ、分譲というのは難しい。一戸ずつだと「うちに関係ない」という人もいる。それが一番困る。これから町会をどうしようかと、町会自体が崩壊してしまう。

もう一棟は、挨拶に来た時に、ごみや回覧板の問題もあるので、町会に加入していただきたいと伝えた。分譲ですが、途中で二回ほど出向いたりしたが、未だに返事がない。ごみの問題もあるから、どこに出すのかちゃんと場所を設けてくださいと。もうすぐ完成ですが、それも分からないと。それだけのマンションであればごみの置き場所も考えているはずですよ。設計事務所と相談しますと言うんですよ。冗談じゃない。設計事務所は計画するときにごみ置き場を入れるのが普通でしょ。僕らにはわかりませんが、大きな会社ですよ。それが実情です。

ある程度、区の力を持ってやらないと解決しないです。ごみの問題もそうですが、結局、区役所に行っても、最後は住民と町会長さんとで皆さんで話し合ってくださいと、区は手出しできないと言うんですよ、はっきりと。それで、いつまでたっても、ごみがかが路地に置かれるのが、一番困る。

ごみの問題と町会費の問題はこれからも付きまといまいますよ。なるべく、いい意味で区の力を発揮していただかないと。

意見（委員）

うちの力は限度がある。行政の力を借りないとならない時がある。

意見（委員）

そうですね。やはり、条例とかはあるのですが、中高層住宅もそうですが、入口論はしっかり固めているのですが、実際、ごみや町会加入ですとかの問題など細かいところになると、なかなかそこまで対応してくれない。それは町会でという形になるんですよ。町会も強制力がないので、話し合いというか相談になってしまい、どうしても限界があり、良心的な業者であればいいが、そうでない業者だとなかなか難しいということがあって、近所迷惑みたいな世界になってしまいますよね。

回答（西部区民事務所長）

おそらく、条例やマニュアルでカバーしていない、我々が把握していない細かい地域の問題がたくさんあるかと思っています。そのあたりをきちんと把握してどういう対処が出来るのかを検討してまいりたいと思います。

質問（委員）

そもそもマンションの定義とは。

回答（マンション担当課長）

マンション＝分譲マンションというふうにご理解いただくのが一番かと思います。共同住戸で所有者が一人であれば賃貸。登記二人以上で所有していればマンションというところ。区分所有というお話になります。今回我々が対象としているのは、二人以上で所有していて2部屋以上あるマンションです。俗に言うアパート、そういったものは、だいたいワンオーナーさんなのですが、相続などで所有者が複数名になりますと、今回の対象のマンションにあたるようになります。

質問（委員）

近隣には、分譲で購入して不動産屋に賃貸で貸しているのが半分以上あるものがあるのですが。

回答（マンション担当課長）

それも分譲マンションになりますので、今回のお手紙をお送らせていただきます。ただ、区内の全部のマンションが、管理組合をもってやっているかということ、そうではなくて、もともとは賃貸で、相続で引き継いで何人かで持つといったものは、なかなか、ご認識が無かったり、管理組合が無かったりしますので。文書が戻ってしまったりすることもあります。先ほど申し上げましたチーム派遣といひまして、年100箇所くらい回るようにしているのですが、地道にお会いしたり登記簿を取得し、手紙を送付して、徐々に組合を作ってもらえるように促していくということでございます。

意見（委員）

毎年敬老会を開催して、70歳以上の方に品物を渡すのですが、町会費はいくらでもないのですが加入しているマンションに居住している方にも、役員さんが調べて渡しています。加入していないマンションに住んでいるお年寄りから、「なんでうちのマンションの人にはもらえないのか」と言われる。町会費をいただいているんですよ、管理費から町会費をいただいているマンションもあります、だからですよ。

回答（マンション担当課長）

マンションにはなかなか強制はできませんが、文書を送付した際に、町会活動にご理解いただいて、というようなことをひと言を添えることは可能かなと思います。

意見（委員）

そうやってプッシュしてもらい町会に加入してもらえれば、町会費もいづらか潤ってくるのだが。

回答（マンション担当課長）

我々もそうですが、マンションに出向くときには管理組合などが分らないので、上層階から順にインターホンを鳴らして、理事長さんはどなたですかと伺っています。そういったことをやって巡り会うということもありますので、地元でそのようなお声があるのでしたら、賃貸と分譲で変わってきますが、足を運んでいただくとありがたいです。

意見（委員）

区が骨を折ってくれるということですが、今回のこの文書のことで、各町会長に、全部話がくると思う。大変なんです。

意見（委員）

ぜひ実行力のある対応をこれからもよろしくお願いします



## 2. 町会セミナー参加者募集について

(説明：西部区民事務所長)

質問 (委員)

内容はどのようなものですか。

回答 (西部区民事務所長)

デジタル活用についてです。

意見 (委員)

講師がいらして、参加者の方に例えばパソコンでのコミュニケーションの仕方などをアドバイスしながら、実践して教えてくれるということです。

意見 (委員)

親切に教えてくれるのですよね。  
先日、町会でスマートフォン教室を開催した。東京都の地域の底力の事業で業者さんが来てくれたが、大変面白かったです。僕を含めて5人しかいませんでしたが、非常に丁寧に教えていただいた。ただ、一回だけではだめですね。わかった、バッチリだと思ったても、すぐに忘れてしまった。何回もやると非常にいいと思います。

回答 (西部区民事務所長)

その事業で開催されたところのお話を聞くと、結構好評です。

質問 (委員)

町会役員でパソコンに強い者がいるのですが、そういう方がいない町会はどうするのかと聞かれました。このセミナーは強制ではないですよ。

回答 (西部区民事務所長)

任意です。わからない方に申し込んでいただいたほうが、むしろ親切に教えてくれますし、回数を重ねていくことで慣れていくことだと思います。

意見 (委員)

このセミナーは確かパソコンやスマホの使い方を教えてくれるのではなくて、パソコンなどで話合いをするということですよ。

回答 (西部区民事務所長)

そうですね。スマホやパソコンを使っのSNSなどの活用についてです。

# 会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 12月期 第九地区区政連絡会（オンライン会議）		
事務局 (担当課)		西部区民事務所		
開催日時		令和4年12月9日（金） 午前10時00分～10時35分		
開催場所		千早地域文化創造館 第1会議室		
案 件		区内関係機関案件 1. 「令和4年分 確定申告のお知らせ」について 2. 目白警察署からのお知らせ 豊島区案件 1. マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて 2. 町会セミナー参加者募集について		
公開 の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		
出席者	委 員	塚田 義信 委員長（高松二丁目町会）                      和田 健男 副委員長（要町二丁目町会） 織田 盛男 委員（要町一丁目町会）                      吉田 雅明 委員（高松一丁目町会） 田口 芳民 委員（高松三丁目町会）                      篠木 功 委員（千川一丁目町会） 大槻 正臣 委員代理 大槻 由美子（千川二丁目町会）		
	常任 相談役	小林 ひろみ		
	説明者	豊島税務署個人課税第一部門 小石 連絡調整官 目白警察署 大井 警部補    目白警察署 山崎 警部補 河野マンション担当課長 柴 西部区民事務所長    大戸 豊島区町会連合会事務局長		
欠席	委員	大槻 正臣 委員（千川二丁目町会） ※代理出席あり		
	常任 相談役	辻 薫		
事務局				
		西部区民事務所 地域振興グループ係長                      地域振興グループ係員		

# 質疑応答要旨

## 【区内関係機関案件】

### 1. 「令和4年分 確定申告のお知らせ」について

(説明：豊島税務署 個人課税第一部門 連絡調整官)

質問 (委員)

申告書作成会場は何人くらい入れますか。

回答 (連絡調整官)

時間帯によって入れる人数をあらかじめ設定しますが、まだ具体的には決定していないので、今後調整します。だいたい時間帯によってですが、50~80人程度を考えています。

### 2. 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補)

質疑なし

## 【豊島区案件】

### 1. マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

(説明：マンション担当課長)

質問 (委員)

所長さんから何かありましたら参考にお聞かせください。

回答 (西部区民事務所長)

マンション担当課長から説明がありましたとおり、マンション管理組合へ管理状況変更届を郵送して、マンション管理状況について届出を出してもらうということでございます。それに伴って、町会加入協議が未協議の場合は町会のほうと協議してくださいということで、通知を出すということです。相手方のマンション管理組合から加入協議のご相談がもし来た際にはご対応お願いするという趣旨です。

マンションの管理についてはオーナー側の問題もあると思います。実は私共区民活動推進課長、東部区民事務所長と三者で話し合いました。マンションのそういった問題について、加入協議だけではなく、いろいろな問題がありますので、町会役員の方も含めて来年度になるかもしれませんが、部会を設置しまして、いろいろな課題を洗い出しして、その中で中高層住宅の町会加入協議のマニュアルを変更できる点があれば変更し、より皆様に役立つ形にしていきたいと思っております。マニュアルは皆様が直接関わっている地域の状況を把握しきれていない部分もかなりあるのではないかと思いますので、役員の方も含めて話し合いをしながら改正に努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

質問 (委員)

町会連合会としては組織を作るという話がありますか。

回答 (豊島区町会連合会事務局長)

既存の検討会がありますので。

意見（委員）

ありますね。町会の課題解決検討会、そちらでということですね。

意見（委員）

町内のマンションの一つの管理組合から、投資的なマンションで所有者が居住していないので、管理組合としては町会から脱会したいと。居住者に町会加入については案内をしてほしいという話がありました。マンションの場合、出入りが激しいので、各戸ベースで対応するのが難しい。そういった場合どうしたらいいのか。対応に困っている。

回答（マンション担当課長）

なかなか投資的マンションということになりますと、われわれも対応にこまねいているところがあるのですが、この管理状況届出を出していないマンションについては、入居している方に直接、実際に出向いて呼び鈴を鳴らして、理事長さんを尋ねてお話をするなど、戸別に回ってお話するというのが実際出来るところかなと思います。

我々としては、そうした投資用マンションでも分譲マンションになっていますので、お手紙は送付させていただきます。ただ、どうしても自治会がないようなマンションは残念ながらございまして、そういったところは、そのまま文書が返ってくることもあります。そこは時間をかけて、未届けのマンションを毎年100軒程度回っていますので、地道に町会加入協議も含めて、お話をしていきたいと考えております。

意見（委員）

二年に一度くらいで入居者が変わってしまうので、町会では把握ができない。

意見（委員）

問題があるということの認識をしておいてもらいたいですね。役所の方でも今後の対応を具体的に考えてもらって、ただ、あきらめるというのではなくて、方策や自衛があれば教えていただきたいと思えます。

回答（マンション担当課長）

なかなか、加入については、出来るところが協議までということになりますので、加入してくださいということは、申し訳ないのですが、言えないところです。そういうところで、協議と加入の有無についてお示しいただくということです。先ほど所長からもお話がありましたが、部会のほうで、町会の加入について、マンションへのアプローチをどうやっていくのかも、検討をさせていただきたいと考えております。

意見（委員）

部会のほうでも、意見を取り上げて、良い例がありましたら参考にしたいと思えます。

## 2. 町会セミナー参加者募集について

（説明：西部区民事務所長）

質疑なし

## 会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度12月期 第11地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和4年12月12日(月) 午前10時00分～10時50分
開催場所		池袋本町第2区民集会室 会議室1
案件		<b>1. 他機関案件</b> (1) 池袋警察署からのお知らせ ①犯罪情勢について ②交通情勢について <b>2. 豊島区案件</b> (1) 企画課からのお知らせ ①旧文成小学校の貸付について ②豊島区立池袋本町三丁目第二児童遊園用地の一部返還について (2) マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応の お願いについて (3) 区民活動推進課からのお知らせ 令和4年分確定申告のお知らせについて 町会セミナー参加者募集について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開      傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	榊原 清      委員長      (池袋本町二丁目町会) 東原 正人   副委員長   (池袋本町末廣町会) 高井 徳朗   委員        (池袋本町南町会) 有賀 雅雄   委員        (池袋本町一丁目町会) 青木 正典   委員        (池袋本町中央町会) 寺門 孝史   委員        (池袋本町宮元町会) 小山 貞男   委員        (池袋本町親和町会) 米山 和英   委員        (池袋本町四丁目町会)
	説明者	池袋警察署 高橋 生活安全課課長代理 池袋警察署 伊藤 交通課課長代理 宮本 施設計画担当課長 行方 公園緑地課公園管理グループ係長 高木 マンション担当課マンショングループ係長 尾崎 区民活動推進課長

	常任 相談役	村上 宇一
	地区担 当課長	
	区	尾崎 区民活動推進課長
欠席者	委員	
	常任 相談役	
	地区担 当課長	副島 生活衛生課長
	区	高桑 区民部長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・笛木・飯島

## 質疑応答要旨

### 1. 他機関案件

(1) 池袋警察署からのお知らせ

①犯罪情勢について

(説明：池袋警察署 生活安全課課長代理)

②交通情勢について

(説明：池袋警察署 交通課課長代理)

質問（委員）

熊井町そばの川越街道から横断歩道橋近くの歩道が下り坂で、自転車が急スピードで歩行者から見えにくいので危ない。ミラーをつける等改善できないか。

回答（池袋警察署 生活安全課課長代理）

一旦持ち帰り交通規制係と相談する。

### 2. 豊島区案件

(1) 企画課からのお知らせ

①旧文成小学校の貸付について

②豊島区立池袋本町三丁目第二児童遊園用地の一部返還について

(説明：施設計画担当課長、

公園緑地課公安管理グループ係長)

質問（委員）

令和5年度は旧文成小へ区のどの施設が入るのか。

回答（施設計画担当課長）

令和5年度に区民活動推進課統計調査グループの事務室と郷土資料館の作業場が区の施設として移転する計画である。

質問（委員）

令和5年度は、旧真和中学校は使用できなくなるのか。

回答（施設計画担当課長）

まだ確定はしていないが、旧真和中学校を令和5年10月から立教小学校へ貸すという話もある。現在は西部生活福祉課が旧真和中学校を仮施設として使用していて、校庭は近くのスポーツ団体、子供たちの少年サッカーや野球チームに貸し出している。旧平和小学校の改修や旧第10中学校跡地の野外スポーツ施設の改修で、子ども達の活動場所が二箇所同時になくなってしまったため、土日限定で貸し出しをした経緯があります。スポーツ団体へ旧文成小を使用するかどうかを含めて、これから確認したい。ただ団体の活動の拠点が千早や長崎だと、旧文成小まで来るのが難しいことも考えられる。工事等で子供たちの活動場所を確保できないのは区としても心苦しく、活動場所が使えなくなるスポーツ団体等が使用したいということであれば、地域の町会長の皆様にも相談して進めていきたい。

質問（委員）

東京音大幼稚園の園児は毎日送迎の必要がでてくるということか。

回答（施設計画担当課長）

豊島区にお住まいの方は、自転車で通園しているかたも多く、区外から通園している子ども達については東京音大側で検討中とのこと。通園方法が分かり次第、区へ情報提供予定であり、地域に影響がないと言い切れないため、地域の皆様への説明を丁寧に言い、ご理解をいただきたいと考えている。

意見（委員）

旧文成小は北池袋駅と下板橋駅からも通うことができる。北池袋駅は、ISSの活動を含めて子どもたちの見守りを行っているが、朝は学生が多く、人の流れが速い。朝喫煙も注意を促しているがゼロではない。下板橋駅で降りる人を増やし、両駅の利用者のバランスがよくなれば、在園時の父兄にとってもよいと思う。

回答（施設計画担当課長）

東京音大の考えもありますが、区としては東京音大へ懸念事項として伝えたい。

意見（委員）

一番の懸念は、現状込み合っている朝の時間帯に車で送迎する保護者が増えた場合である。

意見（常任相談役）

マイクロバスでの送迎が合理的ではないか。区立小学校でも仮校舎の際の送迎方法を検討したことがある。旧文成小周辺の現状を踏まえて、区からも提案してほしい。

回答（施設計画担当課長）

マイクロバスでの送迎については、区立小学校の事例も含めて共有していきたい。

## （2）マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

（説明：高木 マンション担当課マンショングループ係長）

質問（委員）

マンションの管理者が誰なのか、区は把握しているか。

回答（区民活動推進課長）

他の地区でも同様の質問があり、管理組合等の理事者が輪番制で交代したりと、区側でも把握しきれてはいない。区としての課題であると考えている。町会の課題解決に向けた検討会で課題の整理等を行っていききたい。

質問（委員）

マンション状況変更届はマンションの大きさや世帯数等の要件はあるのか。

回答（マンション担当課マンショングループ係長）

区分所有法で分譲マンションとされているものは、区分所有者が二人以上、住居専用の独立した住戸が2戸以上という要件がある。大きさは関係ない。

質問（委員）

分譲マンションは管理状況を把握できているということか。

回答（マンション担当課マンショングループ係長）

条例に掲載の総会を開催しているかどうか、管理規約が更新しているかどうか、長期修繕計画を立てているかどうかは把握しているが、細かい実態までは把握していない。

質問（委員）

規模の小さいマンションで管理状況が悪いことがある。

回答（マンション担当課マンショングループ係長）

全国的にマンションを終の棲家として入居している人が増えている。マンションも古くなり入居者も高齢で年金生活者も多く、マンションの維持管理まで力が回らないことがある。修繕積立金が不足は、全国的な問題になっている。

意見（委員）

管理組合があればいいが、オーナーが分からず民泊形式で、外国人が居住している建物がある。ごみの収集日にごみを出さずに、ごみがカラスに荒らされていることがあるが、問い合わせ先が分からず困っている。

回答（区民活動推進課長）

担当部署にも共有したい。

質問（委員）

正式に民泊の認可を受けた建物は、建物を見れば分かるのか。



回答（区民活動推進課）

建物に張り出す場合もある。

（3）区民活動推進課からのお知らせ

①令和4年分確定申告のお知らせについて

（説明：尾崎 区民活動推進課長）

質疑応答なし

②町会セミナー参加者募集について

（説明：尾崎 区民活動推進課長）

質疑応答なし